

6 奨学金・修学資金制度について

経済的な理由で修学困難な学生を支援するため、次のような奨学制度が設けられています。ここでは、概略にとどめますが、希望者は必ず、学生支援課が行う説明会に出席してください。

1) 日本学生支援機構奨学金（貸与型）

日本学生支援機構が、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対して学資を貸与する制度です。

(ア) 奨学金の種類と貸与月額

種類	貸与月額	
第一種奨学金 (無利子貸与)	自宅	20,000 円(※)、30,000 円、45,000 円から選択
	自宅外	20,000 円(※)、30,000 円、40,000 円(※)、51,000 円から選択
第二種奨学金 (有利子貸与)	20,000 円から 120,000 円までの 1 万円単位の金額の中から希望する額を選択	

※下線付きの月額は、平成 30 年度入学者から新たに選択できるようになりました。なお、家計の状況により、最高月額以外の月額から選択することになる場合があります。

(イ) 申込資格

日本学生支援機構が定める学力及び家計に係る基準を満たしていること。

(ウ) 募集の時期

毎年春

※家計の急変により、緊急に奨学金が必要となった者を対象とする緊急採用・応急採用の制度もあります。募集の時期は随時ですが、詳細は学生支援課に相談してください。

(エ) 応募の方法

掲示等により通知します。

(オ) 審査・推薦、採用決定

学業成績や人物などについて総合的に判断して日本学生支援機構に推薦します。

(カ) 返還

貸与された奨学金は、卒業後一定の期間（借用期間によって決定）内に返還しなければなりません。

2) 日本学生支援機構奨学金（給付型）（令和2年4月から創設）

日本学生支援機構が、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対して学資を給付する制度です。

(ア) 奨学金の種類と給付月額（区分は世帯の所得金額に基づく）

給付月額	区分		
	第1区分	第2区分	第3区分
自宅通学	29,200 円 (33,300 円)	19,500 円 (22,200 円)	9,800 円 (11,100 円)
自宅外通学	66,700 円	44,500 円	22,300 円

※カッコ内の金額は生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人のみ。

(イ) 申込資格

日本学生支援機構が定める学力及び家計に係る基準を満たしていること。

(ウ) 募集の時期

毎年春及び秋

(エ) 応募の方法

掲示等により通知します。

(オ) 審査・推薦、採用決定

学業成績や人物などについて総合的に判断して日本学生支援機構に推薦します。

(カ) 給付型奨学金の対象となった方は、申請により授業料・入学金の減免の対象となります。

3) 千葉県保健師等修学資金

千葉県が県内の保健師、助産師及び看護師の充足を図るため、将来県内において保健師等の業務に従事しようとする学生に対して、無利息で学資を貸し付ける制度です。

(ア) 修学資金の種類と貸付金額

種類	貸付金額（一般貸付）
保健師修学資金	月額16,000円
助産師修学資金	月額16,000円
看護師修学資金	月額16,000円

(イ) 申込資格

将来県内において、保健師等の業務に従事しようとする者であること。

(ウ) 募集の時期

毎年春

(エ) 応募の方法

掲示等により通知します。

(オ) 推薦、貸付の決定

応募者の中から、学力、家計の状況等を勘案し、学長が適格者を選出の上、知事に推薦します。修学生の数には、制限があるため、貸与されないことがあります。

(カ) 返還

卒業後、貸付期間に相当する期間内に月賦又は半年賦の均等払方式により返還します。ただし、繰り上げて返還することは差し支えありません。

(キ) 返還の免除

卒業後、1年以内に保健師、助産師及び看護師免許を取得し、引き続き5年間県内において従事した場合は、貸付額全額の返還が免除されます。

4) その他の奨学金・修学資金制度

本学が定例的に募集、推薦等の事務を取り扱う奨学制度は前記1)・2)に示すとおりですが、この他にも各地方自治体、各種団体及び会社、個人等が行う奨学制度で、大学に募集等の事務依頼があった場合は、随時掲示により学生に通知します。